

令和5年(2023年)6月紀北町議会定例会会議録

第4号

招集年月日 令和5年6月6日(火)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 令和5年6月16日(金)

出席議員

1番	脇	昭博	2番	宮地	忍
3番	岡村	哲雄	4番	大西	瑞香
5番	原	隆伸	6番	東	篤布
7番	奥村	仁	8番	樋口	泰生
9番	太田	哲生	10番	瀧本	攻
11番	近澤	チヅル	12番	入江	康仁
13番	家崎	仁行	14番	平野	隆久

欠席議員

なし



**入江康仁議長**

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

それでは、これより本日の会議を開きます。

---

**入江康仁議長**

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

なお、朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

それでは、日程に従い議事に入ります。

---

**日程第 1**

**入江康仁議長**

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

5 番 原 隆伸議員

6 番 東 篤布議員

のご両名を指名いたします。

---

**日程第 2**

## 入江康仁議長

次に、日程第2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され審査を行った案件について、各常任委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務産業常任委員長から報告を求めます。

大西瑞香総務産業常任委員長。

## 大西瑞香総務産業常任委員長

おはようございます。

今定例会におきまして、総務産業常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、6月7日水曜日、午前9時30分から、第1委員会室におきまして、委員7名出席の下で開催いたしました。

説明のため出席した者は、財政課、税務課、農林水産課、危機管理課の各課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、議案3件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

まず初めに、議案第26号 紀北町税条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

まず、課長から追加説明がありました。

議案書15ページ、附則第15条の2第4項、第16条の2第3項において改正理由としては、地方税法の改正に合わせて改正するものです。環境性能割、種別割共通ですが、排出ガス・燃費試験等の不正行為を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、納税不足額を徴収する際に加算する割合を100分の10から100分の35に変更するものです。あくまでも、不正行為を行った自動車メーカーが対象ですとの説明の後、質疑に入り、委員から森林環境税の徴収と森林環境譲与税の分配について質疑があり、課長より森林環境譲与税は、平成31年4月1日から施行されています。

今回、令和6年度から森林環境税が導入されます。これまで、国は森林環境譲与税の都道府県・市町村への譲与は特別会計における借入れにより対応していました。来年度からは、森林環境税として国民の皆様から徴収し、特別会計の補填をするとともに、森林環境税として徴収したものを森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されますとの答弁でした。

委員から新たに新設される特定小型原付、キックボードの課税方法と周知について質疑があり、課長から、税務課としては、本人から申請があり、ナンバープレートを交付することで課税対象として把握できます。国土交通省、警察庁は既にホームページ等で周知されています。町のほうでも改めて、町民の皆様への周知を行っていきますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第28号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結についての審査を行いました。

まず、課長から追加説明がありました。

議案第28号の質疑の中で、プラス7.003mについて、議員のご質問に対しまして回答ができませんでしたので、本委員会において説明をさせていただきます。

議案書23ページの資料3、図面の中で堤防の天端のところにプラス7.003mという高さの表示は、TPという東京湾の平均海面をゼロとしたときの地表面の高さ、標高で表示しています。その一方で、海岸などの工事においては、地域により潮位が異なるため、地域ごとにDLと呼ばれる工事基準面というものが定められています。

今回の工事では高潮対策として実施している堤防の高さですが、工事基準面DLからの高さでは8.2mとしています。工事基準面DLの高さをTPの標高表示に換算するには、工事基準面DLから1.197mを引いたものがTP標高表示になります。

工事基準面からの堤防の高さ8.2mでは、1.197mを引いたプラス7.003mが標高のTP表記になり、図面にもそのように表記していますとの説明があり、質疑に入り、委員から水質調査の実施期間と実施場所について質疑があり、課長から、現在、令和4年度から令和5年度に繰り越しています事業の中で水質調査を実施しています。本議会では、繰越しを前提としたような答弁をしましたが、今のところでは、月2回の検査で1年間水質調査を実施する計画がありますので、事業が繰越しになるようでしたら議会に上程いたします。水質調査は工事の近いところと少し離れたところで実施し、その違いも調べたいと考えていますので、1か所については少し離れた生態地区で実施していますとの答弁でした。

委員から、資料2の平面図から工事の完成時期、完成検査の許容範囲、矢板の厚さについて質疑があり、課長から、現在工事については、令和6年度までの事業計画となっていますので、令和6年度完成を目指して進めています。堤防工事については、この緑色部分が完成すれば全部終わりますが、仮設道路部分の附帯工事などがあり、緑色以外でも工事が発生す

るのではないかと考えています。施工精度に関しては、許容範囲の誤差というものがあり、その許容範囲内で完成検査に合格すれば7.003mでなくても、若干の誤差の範囲内であれば工事完成ということを知っています。今回使用します鋼矢板ですが、有効幅は600mm、60cmです。厚さについては10.3mm、1.03cmになります。材質については鋼材となっていますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第29号 令和5年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、財政課所管分については、委員から、財政調整基金繰入金9,439万4,000円を繰入れした補正後の現在高は、財政課として多いと考えるのか少ないと考えるのか適正な金額について質疑があり、課長から、財政調整基金は、その年度の財政の不均衡を調整するための基金ということで扱いやすい基金だと考えますが、10億円台を維持すべきではないかと考えています。例年9月補正で歳計剰余金の2分の1以上を積み立てており、それを踏まえると10億円台には戻ると考えており、何とかこの額を維持していきたいと考えています。

財政調整基金は、平成20年度のときは残高が5億6,000万円ということでかなり少なかったのですが、令和に入って10億円台をキープしています。今回、コロナ禍や物価高騰等により地域経済も疲弊していることから、基金を活用させていただき、色々な景気対策を講じたことで少し基金が少なくなっていますが、財政調整基金は10億円台をキープすべきと考えています。

また、本町の基金全体を見ますと、特定目的基金については他市町に比べて多い状況でありますので、特定目的基金もうまく活用しながら、全体の運用を考えていかなければならないと考えていますとの答弁でした。

以上のとおり、財政課所管分について、質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分については、課長から追加説明がありました。

令和5年度紀北町一般会計補正予算（第2号）第2条の繰越明許費は、4ページ第2表の第8款・消防費、第1項・消防費、事業名汐ノ津呂排水機場整備事業4億1,360万円で、内訳としては工事請負費が4億960万円と委託料400万円を繰り越すものです。

今回、予算を繰り越す理由としては、令和4年度に本事業の詳細設計業務を実施していますが、令和5年度当初予算編成時に年度割での予算額として計上させていただきました。こ

これは年度割に事業を進めることで、工事工種も分けることができ、地元業者での発注も可能となると考えたものです。

また、本工事につきましては、渇水期での施工を考えているため、工期が年度内に完了しない可能性があることから、予算を繰り越すことで入札公告を出しましたが、応札がなかったというようなことにならないように工事期間についても年度をまたぐことができるようにするものですとの説明の後、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上で、本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の本委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で、本委員会に付託された3案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

#### **入江康仁議長**

次に、教育民生常任委員長から報告を求めます。

樋口泰生教育民生常任委員長。

#### **樋口泰生教育民生常任委員長**

皆さんおはようございます。

今定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告をいたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、6月8日木曜日、午前9時30分から、第1委員会室におきまして、委員7名出席の下で開催いたしました。

説明のため出席した者は、住民課、福祉保健課、環境管理課、生涯学習課の各課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、議案3件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

まず初めに、議案第25号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

委員から、マイナンバーカードの利便性を増すため、スマートフォンで証明発行ができるとのことですが、どのようにしたら利用できるのか詳しく説明をお願いします。また、役場窓口とコンビニでの証明書の手数料に違いはありますかとの質疑に対し、従来のマイナンバーカードを使用し、マイナンバーカードの機能をスマートフォンへ搭載することにより、スマートフォンのみでコンビニ等での印鑑証明書の発行が行えるようになります。また、手数料

料は窓口、コンビニでの発行とも200円で、手数料の差はありませんとの答弁でした。

次に、コンビニ事業者への手料はいくらですかとの質疑に、1通当たり117円ですとの答弁でした。

次に、コンビニの従業員の中にはコンビニ交付を知らない方が多い。周知はどうなっていますかとの質疑に対し、町内にコンビニ事業所は3か所あります。今後、従業員への周知等を図っていききたいと考えていますとの答弁でした。

また、コンビニ交付が全国一斉とと思っていましたが、どのようになっていますかとの質疑に対し、県内では、21市町がコンビニ交付を導入していますとの答弁でした。

また、現在、マイナンバーカードの町職員の取得率はどのくらいですかとの質疑に対し、令和5年5月末現在で、職員の取得率は約94%ですとの答弁でした。

続いて、マイナンバーカードにしても急いで新しいことに乗ろうとせず、一呼吸置くことも大切ではないですかとの質疑に対し、これからのマイナンバーカードの利便性については、紀北町は高齢者も多いことから、気をつけて進めていききたいと思っていますとの答弁でした。

続いて、最初のほうにマイナンバーカードを作った人は、マイナポイントを5,000円分しかもらえていないのではないですかとの質疑に対し、最初のマイナポイントを申し込んだ方についても、新たに申請いただくことで1万5,000円分のマイナポイントが付与されますとの答弁でした。

次に、スマートフォンの紛失やウイルス等の対策はどうなりますか。個人情報漏れないように注意していただきたいという意味での質疑に、マイナンバーカードの紛失については、総合フリーダイヤルへ電話していただき、機能の停止を行うとともに、警察への届出を行います。マイナンバーカードの再発行手数料は1,000円です。スマートフォンを紛失した場合も同様に機能停止が必要です。スマートフォンには、そのほかの情報もありますので、直ちに携帯電話会社への連絡が必要ですよとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、賛成討論として、行政の仕事をスムーズにし、利用される皆さんが便利になるということが大前提だと思います。この便利なカードを入れたのに、また役場まで来て追加申請しないとポイントがもらえないというようなことがないようにしていただきたいということを申し上げた上で賛成としますという討論がありました。

反対討論はなく、採決に入り、賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第27号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての審査を行い

ました。

委員から、2割、5割、7割軽減の人数を教えてください。また、全体の中で何%を占めるかを教えてくださいとの質疑に、国民健康保険料は毎年7月に本算定が行われます。令和4年度の人数ですが、2割軽減が503人、5割軽減が609人、7割軽減が1,206人です。被保険者全体の約60%強ですとの答弁でした。

次に、2割、5割軽減の軽減判定基準額の変更で、増加している人数を教えてくださいとの質疑に対し、令和4年度の本算定時点の数値を基準として、現時点で加入している人数で算出しますと2割軽減の方が約15人、5割軽減の方が約12人増加しますとの答弁でした。

次に、軽減の対象の方は非課税でしょうかとの質疑に対し、2割、5割軽減の方は非課税ではありません。7割軽減の方は所得が0円以下ですが、非課税とは限りませんとの答弁でした。

続いて、軽減は申請しなくても適用されるのでしょうかとの質疑に、軽減については申請制ではなく、本算定時に収入等を基に計算させていただきますとの答弁でした。

次に、マイナンバーと保険証は一体化するのでしょうかとの質疑に、来年の秋に統一される予定ですとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第29号 令和5年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、福祉保健課所管分については、まず、課長から、歳出8ページの住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業は、令和3年度及び令和4年度の事業費確定に伴う返還金であります。非課税世帯等に1世帯当たり10万円給付する事業で、給付件数は2,895件でした。価格高騰緊急支援給付金事業は、令和4年度の事業費確定に伴う返還金です。非課税世帯等に1世帯当たり5万円給付する事業で、給付件数は2,700件でした。

歳出9ページの私立保育所保育対策事業については、前年度の補正予算に同額を計上させていただいた保育園の送迎バス等への安全装置設置に対する補助金です。全国的に発注が集中したことにより令和4年度に設置ができなかったため、再度令和5年度事業として計上させていただきます。

歳入7ページの保育対策総合支援事業費補助金は、この事業の実施に伴うものですとの説明があり、その後、質疑に入り、委員から、8ページの住民税非課税世帯等臨時特別給付金

事業9,063万4,000円の内訳を説明してくださいとの質疑に対し、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業において、給付金分で国から3億8,000万円を受け入れており、給付実績が2,895件分の2億8,950万円であったため、9,050万円の返還金が生じています。事業費分は、受入額580万2,331円に対して実績額566万9,194円であったため、返還金が13万3,137円、合計9,063万3,137円となり、9,063万4,000円の予算を計上しましたとの答弁でした。

続いて、事務費は、給付金1件当たりの金額が決まっていたのですかとこの質疑に対し、事務費は、必要経費の積算により申請していますとの答弁でした。

また、国庫補助金3億8,000万円の収入があったが、給付対象者が少なかったため約9,000万円を返還することになったということですかとの質疑に、令和3年度から非課税世帯等への給付金については、初めて非課税世帯に給付するという事で、世帯単位での非課税の件数がどこにもない中、個人の課税者と非課税者の割合から試算しましたが、結果として過大になってしまいましたとの答弁でした。

続いて、税務調査による修正申告の結果、非課税世帯から課税世帯になった方の確認はしていますかとこの質疑に、申告があったときに確認をしており、年度を越えての確認はしていませんとの答弁でした。

次に、税務署では収入のない方の申告は不要だと言われますが、給付金を受け取る際には収入がないことの申告が必要になります。税務課のことになりますが、福祉保健課からも申告を勧めてください。町民の皆さんの利便性向上のために指導を強化しないのでしょうかとの質疑に対し、確かに、税務署は国の税金がかからない方は申告不要とのスタンスだと思います。町の税務課にも相談して、なるべく住民税申告をしてもらうように協議していきたいと思います。また、給付金についても、申請の手続が簡略化されてきていますので、そちらも注視していきたいと思いますとの答弁でした。

続いて、保育園の送迎バスの安全装置設置について、町内の保育園の数とそのうち送迎のある園の数を教えてくださいとの質疑に対し、町内に保育園は6園あり、そのうち送迎があるのは上里保育園と三浦保育園の2園ですとの答弁でした。

次に、保護者は送迎してほしい方もいると思いますが、ほかの4園は経済的な理由で実施していないのでしょうか。運営は民間ですが、保育の事業の責任は行政です。送迎の要望調査はされていますかとこの質疑に対し、過去に送迎の要望調査を行ったことがあるかどうかは分かりませんが、一般的には就業前に登園させる方が多いので、送迎バスと時間が合うかどうかという問題もあると思います。需要が多ければ補助金等についても検討していきたいと

考えていますとの答弁でした。

次に、安全装置の種類について教えてくださいとの質疑に、降車時確認式と自動検知式の2種類があります。降車時確認式は、エンジン停止後、運転手等に車内の確認を促す警報が鳴ります。その警報装置がバスの一番後ろに取り付けられており、運転手が車内を確認して車両後部の装置を操作すると警報が停止します。操作しないまま放置すると車外向けに警報装置が作動します。自動検知式は、センサーがついており、車内に置き去りにされた子どもを検知すると車外向けの警報装置が作動しますとの答弁でした。

次に、保育士の配置基準が70年以上変更になっていません。このことについて、町からも改善の要望をしないのですかとの質疑に対し、要望となりますと、理事者との協議が必要になります。町としては、当面、国の基準に基づいて事業を実施していきたいと考えていますとの答弁でした。

次に、私立保育所対策事業について、35万円の補助金はどこに出すのですかとの質疑に対し、上里保育園と三浦保育園それぞれ17万5,000円になりますとの答弁でした。

続いて、三浦保育園は乗用車だと思いますが、安全装置の設置は必要ないのですか。また、上里保育園の送迎用の車の車種は何ですかとの質疑に、シートが3列ある車は安全装置の設置が義務付けられているため、三浦保育園の送迎用の車も設置が必要になります。上里保育園の送迎用の車はハイエースですとの答弁でした。

保育園の送迎に係る費用はどこの負担ですか。町から補助金等を出していないのですか。各園の負担ですかとの質疑に対し、保育園の営業努力で負担していただいていますとの答弁でした。

すみません。先ほど私、申しあげました報告の中に、福祉保健課分でございますが、委員のほうから出た質疑に対し、答弁といたしまして、9,050万円の返還金が生じていますと申しあげて、その後、事業費と申しあげたところ、実際には事務費でございますので、訂正をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

失礼いたしました。続けさせていただきます。

以上のとおり、福祉保健課所管分について、質疑を終了しました。

次に、環境管理課所管分については、委員から、今回、地域脱炭素実現に向けた再エネの導入に向けた計画づくりを行っている紀北町の現状調査をするということですが、アンケート調査の内容について説明をお願いしますとの質疑に対し、アンケート調査は、事業所と町民合わせて1,000件ほどをピックアップし、事業所等の燃料等の使用状況や、今後の予測等

をアンケートに盛り込んでいきたいと思っています。委託先の選定については、入札で決定しますとの答弁でした。

次に、アンケート対象者の抽出基準は、町からの指示になりますか、それとも委託先が決めますかとの質疑に対し、事業所の抽出基準は決めていませんが、町民からの抽出基準は、他市町の事例を参考に20歳以上の男女を無作為で抽出する予定ですとの答弁でした。

次に、小中学生なども含め幅広い年齢層からアンケートを取ったほうがよいと思いますが、いかがですかとの質疑に対し、小中学生などからのアンケートについては、今後作成する予定の地球温暖化対策実行計画の策定の際に盛り込みたいと思いますとの答弁でした。

以上のとおり、環境管理課所管分について、質疑を終了しました。

次に、生涯学習課所管分について、まず、課長から、歳出11ページ、本会議において質疑がありました海山グラウンド管理事業84万5,000円については、トイレ浄化槽に亀裂が生じたことに伴う修繕費用です。

本会議において、平成25年度にトイレ増設工事の際に浄化槽の新設を行ったと説明させていただきましたが、調べ直しましたところ、確認不足がありましたので、おわびさせていただくとともに、改めて説明させていただきます。

海山グラウンドについては、合併前の平成16年にトイレの新設工事を行い、浄化槽も設置しました。平成25年の整備事業の際に、グラウンド整備に加え、トイレの増設工事を行っています。このときは、平成16年時に設置したトイレを男子用として整備し、便ノ山側に新たに女子トイレを増設しました。

今回の亀裂発生の原因について保守点検業者に確認したところ、亀裂発生の原因については、様々な要因が考えられるとのことでした。浄化槽は土の中に設置されており外部から圧力と内部の圧力によりバランスを取っているため、そのバランスが崩れた際に、土中の石などで浄化槽に傷がつき亀裂が発生してしまうことが多いとのことでした。

業務の内容については、浄化槽内の汚物・汚水等の除去、内部装置の解体撤去、内部調査、原因箇所の補強・補修、内部装置の組込みとなっていますとの説明があり、その後、質疑に入り、委員から、平成16年にトイレを男女兼用で新設し、平成25年に女子トイレを新たに造りました。これは浄化槽が一緒ということですかとの質疑に対し、浄化槽については兼用で、平成16年のものをそのまま使用していますとの答弁でした。

続いて、この浄化槽は何人槽ですかとの質疑に、浄化槽の人槽については18人ですとの答弁でした。

修理でこれだけ費用がかかるなら新設したほうがよい場合もあると思います。この浄化槽を新設するといくらかかりますかとの質疑に、平成16年当時から合併浄化槽を入れており、新設価格については、何業者かに確認したところ250万円から300万円ほどに加えて、既存の浄化槽の処分費も別にかかるそうですとの答弁でした。

次に、10人槽を超えると、くみ取り代が高くなるので、半分に割った方がよかったかもしれません。例えば、女子トイレも男子トイレもそれぞれ浄化槽を新設したほうが安いように思いますが、どうでしょうかとの質疑に対し、平成25年の工事のときに、浄化槽のほうの変更という計画もあったと聞いています。ですが、実際進めていく中で、18人槽のままでいけるという判断になり、女子トイレだけ増設したという記録が残っていますとの答弁でした。

次に、今まで便ノ山のキャンプ場が混雑していて、行政のほうでキャンプを利用する方を分散させるために、海山グラウンドの駐車場であったところをキャンプ場に利用してくださいと案内したので、かなりの方が利用するようになりました。今回、修理するということですが、利用の対象が変わってきたのだから、やはり修理ではなくて、増設が必要ではないかと思えます。利用度の違い、トイレの利用の仕方が大変悪く、汚れている現状を確認しているのかも含めて伺いますとの質疑に対して、まず原因確認のときに、浄化槽保守点検業者とこの点についても相談しました。25年のトイレ増設工事の際にもそのような話もあったそうですが、くみ取りの回数を増やす等で対応していくということになっています。現在、年1回のくみ取りで特に問題はないと聞いています。清掃等については、近年のキャンプ客の増加で、トイレの利用が増えています。そこは商工観光課とも相談して、消耗品や清掃回数も今まで以上に増やすようにして対応していますとの答弁でした。

次に、回数を増やして対応しても、なかなか清掃してくれる人材を見つけるのが大変な状況が続いていると思います。現在、清掃をしている方も行政関係の方で仕方なく行っているようです。やはり、夏場だけなのかもしれませんが、今までの海山グラウンドを使用する方だけでなく、アウトドアでの利用も増えてくると思います。今回は修理ということですが、理解はしていますが、このようなことも考慮して考えていただきたいと思いますが、いかがですかとの質疑に対し、現在、シルバー人材センターにお願いして清掃を行っています。以前は、海山総合支所教育室の職員で対応していました。また、シルバー人材センターからの派遣等が難しくなった場合は、職員等での対応も検討していきたいと思っていますとの答弁でした。

次に、やはり今のままの18人槽では、こういうことが度々起こるのではないかということ

が十分予想されますので、近い将来に増設新設も考えていただきたいです。いかがですかとの質疑に対し、通常のグラウンドとしての利用状況の点からいきますと、特に18人槽で問題ないということになっています。夏場のキャンプ客等については、今後利用状況等も見ながら検討していきたいと思えますとの答弁でした。

次に、今回、合併浄化槽を全部地上に上げるのでしょうかとの質疑に、今回は上げずに、中身の浄化槽の内部の機械を上げて中身を空にして、中に入って点検すると聞いていますとの答弁でした。

次に、FRPでやると温度とかいろいろな状況で硬化度の問題が出てきます。きちんとガラス繊維を入れて、それに樹脂を打ったりして処理します。本来、一般的に言うと、18度ぐらいの環境をつくらないと硬化しません。そういう技術を持った人がするのですか。それとも今は、その浄化槽を点検している人が外部に委託するのですかとの質疑に対し、保守業者の方でやると聞いていますとの答弁でした。

次に、浄化槽を納めたメーカーにしてもらおうということになりますかとの質疑に、業者の方からは、一度中身を抜いて確認した後、検討し、場合によっては協議するという事で聞いていますとの答弁でした。

また、販売業者とその浄化槽を作っている業者がいるので、ちゃんとしてもらわないと、また違うところが割れてきたりして、二重手間、三重手間になってくると思います。特に大きい浄化槽ほど、こういう問題が起こる例がかなりありますが、いかがですかとの質疑に対し、今後また、ほかの施設も含めて修繕等が出てくる場合、参考にして予算等を計上し事業のほうを進めていきたいと思えますとの答弁でした。

次に、中にある汚物等を全部抜き取って判断するというように聞こえました。そうなると、金額が変更になる可能性を秘めているのではないかと思います。20年たっているとFRPも劣化しているところがあり、内部で完全な補修をするということは非常に困難なように見受けられます。外側からやるのであれば、割とやりやすいと思いますが、この金額で本当に完全なものができるのかをお聞きしますとの質疑に対し、今回の工事については、内部の汚物汚水を抜き取った後、機械を一度撤去して内部で補修箇所を確認して補修し、その後、内部の機械を戻すということになっていますとの答弁でした。

以上のとおり、生涯学習課所管分について、質疑を終了しました。

以上で、本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の本委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で、本委員会に付託された3案件についての審査の経過と結果の報告を終わります。

#### 入江康仁議長

これで、各常任委員長からの報告を終わります。

続きまして、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、総務産業常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第26号 紀北町税条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第28号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結についての質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第29号 令和5年度紀北町一般会計補正予算(第2号)の総務産業常任委員会に係る部分の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで、総務産業常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、教育民生常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第25号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第27号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第29号 令和5年度紀北町一般会計補正予算(第2号)の教育民生常任委員会に係る部分の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで、教育民生常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終了します。

---

### 日程第3

#### 入江康仁議長

これより、各議案の討論、採決に入ります。

日程第3 議案第25号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

まず、討論を行います。

原案に反対討論される方ありませんか。

11番 近澤チヅル議員。

#### 11番 近澤チヅル議員

議案第25号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例の反対討論を行います。

マイナンバーカードからスマホを利用して、コンビニで印鑑証明を受け取ることができるようになり、このことにより、町からコンビニに1通につき117円を手数料として支払うことになるものです。今、マイナンバーカードのトラブルが相次ぎ、現場に、不信と拡大を広げるとして、一度、運用を止めて問題を検証すべきであるなどと国会でも論議されておしま

す。

マイナンバーカードには、利用情報、年金情報、公金受取口座また、別の人の情報が大規模にひもづけられ、マイナ保険証も医療機関でトラブルが後を絶たず、連日ニュースで取り上げられています。各新聞社説でもマイナ保険トラブルと保険証廃止に対して、厳しく書かれていました。読売新聞は、「保険証の廃止 見直しは今からでも遅くない」7日付。朝日新聞では、「マイナ保険証「一本化」強行許されぬ」9日付。毎日新聞は、「混乱続くマイナカード 拙速排し立ち止まる時だ」9日付など、政治的な立場を超えて、立ち止まれの声が起こってきております。

また、神奈川県平塚市は、12日までに公金受取口座で本人以外の口座が登録されるケースが相次いだことを受け、一部の課で公金受取口座の利用を休止しました。また、ANNの調査、10日、11日実施でも、「マイナンバーカードの利用拡大に不満を感じるか」との問いに「感じる」と答えたのは76.3%になったとの報道がありました。

このようなときに、マイナンバーカードの利便性だけを考え、マイナンバーカードからスマホを利用してコンビニで印鑑証明の発行が可能になるこの条例は、カードの利用拡大につながりますが、同時に、安全性や信頼性が担保されていない状況も拡大されていくことになります。

このようなときだからこそ、町独自のこの本条例の発効は、今は控えるべきと考え、本条例を認めることができません。

以上、私の反対討論とさせていただきます。

議員各位の賛同をお願いいたします。

#### 入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 入江康仁議長

次に、原案に反対討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 入江康仁議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第3 議案第25号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

( 多 数 起 立 )

**入江康仁議長**

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第4

**入江康仁議長**

次に、日程第4 議案第26号 紀北町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。  
討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

11番 近澤チヅル議員。

**11番 近澤チヅル議員**

議案第26号 紀北町税条例の一部を改正する条例の反対討論を行います。

これは、国の国税の改正は、地方税の改正により町の条例を改正するという側面がありますが、本税に疑問があり、反対討論をさせていただきます。

森林環境税を2024年から毎年、全国約6,200万人の納税者の方から、納税者1人当たり1,000円徴収される国税です。森林の整備、再生のための地方財源の確保を目的として、2019年3月、森林環境譲与税とともに創設されました。森林環境税が創立された主旨は、森林環境譲与税の財源を確保するためのものです。森林環境譲与税には、私は2つの問題があると思います。

税の総額は2022年また、2023年度は各年約500億円で、市町村には440億円また、県に60億円交付されます。そして、2024年度以降は600億円に上がり、割合も88対12から90対10の割合で市町村に540億円、都道府県には60億円となり、その部分はよくなる部分でございますが、問題は基準ですね。配分の基準。面積が50%、そして、森林就業者の数が20%、そして、問題があります、人口の割合は30%となっております。紀北町のように、90%と森林が

占める割合が高い小さな町には不利な税です。必要とされる森林整備に見合う税でなくてはならないのに、配分の基準はそうになっておりません。東京都の区部など人口は莫大でも森林などがほとんどないところに多く配分され、森林豊富な分布になる紀北町のような過疎地の小さな町への配分が少なくなっています。

具体例を挙げたいと思います。これももう一つの問題です。2020年度の総額、北海道は譲与額約30億6,670万円、事業額は11億8,370万円と約3分の1。岩手県は総額が1億3,750万円に対し、事業額が5,370万円、半分です。東京都は14億4,040万円の総額に対し、事業額は2億1,610万円となり、このように多くの自治体で毎年使いきれず、基金にため込んでおります。国を平均しても5割が使い残り基金にため込まれております。国の国税です。森林整備への税はこの森林が荒廃している地方にとって、町にとって、本当に必要な財源ですが紀北町にとって不利な税であり、認めることができかねます。

そしてまた、この5月24日の三重県の環境生活農林水産常任委員会では、県が県民から徴収しているみえ森と緑の県民税と、この森林環境税が二重課税になるのではないかという指摘もありました。このような点を考え、国税による町税の条例の改正ですが、この紀北町にとって、有利で正常な税でないと思い、反対とさせていただきます。

議員各位の賛同をお願いいたします。

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 入江康仁議長

次に、反対討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第26号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 多数 起立 )

#### 入江康仁議長

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第5

### 入江康仁議長

日程第5 議案第27号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第27号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

( 全 員 起 立 )

### 入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第6

**入江康仁議長**

次に、日程第6 議案第28号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第6 議案第28号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

( 全 員 起 立 )

**入江康仁議長**

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

---

**日程第7**

**入江康仁議長**

次に、日程第7 議案第29号 令和5年度紀北町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第29号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

( 全 員 起 立 )

**入江康仁議長**

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、10時45分まで暫時休憩いたします。

(午前 10時 29分)

---

**入江康仁議長**

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 45分)

---

**入江康仁議長**

本日、大西瑞香議員から発議案が提出されましたので、休憩中に議案等の配付をさせていただきます。

それでは、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

異議なしと認めます。

したがって、発議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

---

## 追加日程第 1

### 入江康仁議長

追加日程第 1 発議第 2 号 議会改革調査検討特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

それでは、提案者から趣旨説明を求めます。

大西瑞香議員。

### 4 番 大西瑞香議員

発議第 2 号。

令和 5 年 6 月 16 日、紀北町議会議長、入江康仁様。

提出者、紀北町議会議員、大西瑞香。

賛成者、紀北町議会議員、奥村仁。

議会改革調査検討特別委員会設置に関する決議。

上記の議案を別紙のとおり、紀北町議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

議会改革調査検討特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、議会改革調査検討特別委員会を設置するものとする。

記。

- 1、名称。議会改革調査検討特別委員会。
- 2、設置の根拠。地方自治法第 109 条及び紀北町議会委員会条例第 6 条。
- 3、目的。開かれた議会と活力あふれる議会活動を実践していくための調査・研究を行う。
- 4、委員の定数。13 人（ただし、議長を除く）。
- 5、調査期限。調査が終了するまで閉会中もなお審査を行うことができる。
- 6、予算措置。既決予算の中で措置する。

以上でございます。

### 入江康仁議長

以上で趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

以上で質疑を終わります。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第1 発議第2号 議会改革調査検討特別委員会設置に関する決議については、  
原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

( 全 員 起 立 )

**入江康仁議長**

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

それでは、ただいまから特別委員会が設置されましたので、正副委員長の互選のため、暫時休憩を行います。

(午前 10時 48分)

---

**入江康仁議長**

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 56分)

---

**入江康仁議長**

正副委員長の互選結果を報告いたします。  
議会改革調査検討特別委員会委員長に奥村仁議員。  
同じく副委員長に、大西瑞香議員。  
以上のとおり、決定いたしました。

---

### 入江康仁議長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。  
これで本日の会議を閉じます。  
ここで、尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可いたしたいと思います。  
尾上町長。

### 尾上壽一町長

皆様、お疲れさまでございます。  
6月議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。  
去る6月6日に開会されました本定例会では、本日まで終始熱心にご審議をいただき、上程いたしました案件につきまして、原案どおりご可決を賜り、誠にありがとうございました。  
会期中に議員の皆様方から頂戴いたしましたご意見、ご指摘につきましては、その対応に留意しながら町政経営に当たってまいりたいとそのように思っております。  
さて、間もなく7月となり、紀北町の夏祭りのきほく燈籠祭、7月22日土曜日に長島港で、きほく夏祭りKODŌ、7月29日土曜日、相賀の多目的広場で4年ぶりに通常開催されることとなりました。ぜひ、参加ご観覧いただき、夏の楽しいひとときをお過ごしいただけたらと思います。  
また、このようなイベントなどを起爆剤として、町民の皆様と力を合わせながら、コロナ禍で落ち込んだ町の経済を戻し、さらに伸ばしていく、そのように努めてまいります。  
最後になりますが、これから暑い季節を迎え、熱中症など体調管理が大変難しくなっております。議員の皆様、町民の皆様におかれましては、健康には十分ご留意され、ますますのご活躍をいただきますようご祈念をお願い申し上げます。議会定例会閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。  
誠にありがとうございました。

---

## 入江康仁議長

以上で、本定例会の日程は全て終了しました。

令和5年6月議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、6月6日から本日までの11日間にわたり、議員の皆様、また町長はじめ職員の皆様には慎重なご審議をいただき、無事閉会できましたことを心からお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症も5月8日から5類感染症に移行され、ウィズコロナの日常が始まりました。これまで中止されていた行事やイベントが次々に再開され、にぎわいは戻ってきておりますが、その一方で、コロナやインフルエンザの集団感染の報道も目にする事が多くあり、まだまだ感染症に対する備えも必要と実感しています。

季節も梅雨に入り、不安定な日が続いております。これから夏に向けて暑さも厳しくなってくるので、皆様におかれましては、くれぐれも体調に気をつけていただきますようお願い申し上げます。本定例会閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

それでは、これをもちまして、令和5年6月紀北町議会定例会を閉会いたします。

どうも、ご苦労さんでございました。

(午前 11時 01分)

---

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 5年 9月 15日

紀北町議会議長 入江康仁

紀北町議会議員 原 隆伸

紀北町議会議員 東 篤布